

石油石炭税法取扱通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>第3章 免税及び税額控除等</p> <p>(引取りに係る免税石油製品等の使用者等に対する記帳義務)</p> <p>第33条 租特法第90条の4第1項《引取りに係る石油製品等の免税》の規定の適用を受ける石油製品が、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）<u>第9条《軽減税率等の適用手続》</u>の規定の適用を受けるものである場合の租特法第90条の4第2項並びに租特令<u>第48条の9第5項及び第6項《引取りに係る石油製品等の免税の手続等》</u>に規定する免税石油製品等の使用者等の記帳は、関税暫定措置法施行令<u>第33条第4項《軽減税率等の適用についての手続等》</u>に規定する帳簿に石油石炭税についての必要事項を付記する方法で行って差し支えない。</p> <p>2 租特令<u>第48条の9第5項</u>第1号から第3号に規定する「品名」の記帳に当たっては、租特法第90条の4第1項に規定する免税対象物品の品名を記帳するのであるが、帳簿への記帳に当たっては、例えば「重質NGL」、「ナフサ」、「農林漁業用A重油」、「LPG」等と記載して差し支えない。</p> <p>(引取りに係る免税特定石炭等の使用者等に対する記帳義務)</p> <p>第33条の2 租特令<u>第48条の6第3項第3号《特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減の手続等》</u>及び同令<u>第48条の10第2項第3号《引取りに係る特定石炭の免税の手続等》</u>並びに同令<u>第48条の11第2項第3号《引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の手続等》</u>に規定する貯蔵している<u>特定用途石炭及び特定石炭並びに沖縄発電用特定石炭等の「数量」</u>の記帳に当たっては、貯蔵数量の実測数量を記帳するのであるが、例えば、毎月のある日の実測数量を貯蔵数量として記帳すること又は決算期末等の年1回を実測数量により記帳し、その他の月は月中の受払数量から算出した数量を記帳す</p>	<p>第3章 免税及び税額控除等</p> <p>(引取りに係る免税石油製品等の使用者等に対する記帳義務)</p> <p>第33条 租特法第90条の4第1項《引取りに係る石油製品等の免税》の規定の適用を受ける石油製品が、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）<u>第8条の7《軽減税率の適用手続》</u>の規定の適用を受けるものである場合の租特法第90条の4第2項並びに租特令<u>第48条の6第3項及び第4項《引取りに係る石油製品等の免税の手続等》</u>に規定する免税石油製品等の使用者等の記帳は、関税暫定措置法施行令<u>第63条第4項《軽減税率の適用についての手続等》</u>に規定する帳簿に石油石炭税についての必要事項を付記する方法で行って差し支えない。</p> <p>2 租特令<u>第48条の6第3項</u>第1号から第3号に規定する「品名」の記帳に当たっては、租特法第90条の4第1項に規定する免税対象物品の品名を記帳するのであるが、帳簿への記帳に当たっては、例えば「重質NGL」、「ナフサ」、「農林漁業用A重油」、「LPG」等と記載して差し支えない。</p> <p>(引取りに係る免税特定石炭の使用者等に対する記帳義務)</p> <p>第33条の2 租特令<u>第48条の7第2項第3号《引取りに係る特定石炭の免税の手続等》</u>及び同令<u>第48条の8第2項第3号《引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税の手続等》</u>に規定する貯蔵している特定石炭及び沖縄発電用特定石炭の「数量」の記帳に当たっては、貯蔵数量の実測数量を記帳するのであるが、例えば、毎月のある日の実測数量を貯蔵数量として記帳すること又は決算期末等の年1回を実測数量により記帳し、その他の月は月中の受払数量から算出した数量を記帳することとしても差し支えない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ることとしても差し支えない。</p> <p>2 租特令第48条の10第2項第4号に規定する製造物品の「品名」の記帳に当たっては、租特法第90条の4の2第1項に規定する免税対象物品の品名を記帳するのであるが、帳簿への記帳に当たっては、例えば「鉄鋼」、「コークス」又は「セメント」等と記載して差し支えない。</p>	<p>2 租特令第48条の7第2項第4号に規定する製造物品の「品名」の記帳に当たっては、租特法第90条の4の2第1項に規定する免税対象物品の品名を記帳するのであるが、帳簿への記帳に当たっては、例えば「鉄鋼」、「コークス」又は「セメント」等と記載して差し支えない。</p>